

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 13 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 29 日から 令和 7 年 6 月 5 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午後 1 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 360, 000 1, 088, 000	一括	272, 000	25, 963	6, 450
1	610, 000				
2	750, 000				
</					



物 件 目 録

- 1 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目
 地 番 7 番 4
 地 目 宅地
 地 積 201.54 平方メートル

- 2 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目 7 番地 4
 家屋 番号 7 番 4
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 85.45 平方メートル
 2 階 65.27 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 86.95 平方メートル
 2 階 65.27 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 床 面 積 18.87 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 6 年 11 月 18 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目
 地 番 7 番 4
 地 目 宅地
 地 積 201.54 平方メートル

- 2 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目 7 番地 4
 家屋 番号 7 番 4
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 85.45 平方メートル
 2 階 65.27 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 86.95 平方メートル
 2 階 65.27 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 床 面 積 18.87 平方メートル



令和6年(ケ)第 78号
令和6年 9月 9日受理
令和6年 9月30日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目
 地 番 7番4
 地 目 宅地
 地 積 201.54平方メートル

2 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目7番地4
 家屋 番号 7番4
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 85.45平方メートル
 2階 65.27平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 床 面 積 18.87平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	赤穂郡上郡町高田台一丁目7番4		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約86.95㎡（未登記増築部分約1.5㎡）		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 物件配置略図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1 表札等の表示

本件建物に表札等による表示はないが、門柱灯に住所の地番の表示がある。

2 物件1の土地（本件土地）の状況等

(1) 本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。

(2) 土地の周辺には、一部境界標識と思われるコンクリート杭らしきものが見受けられ、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ建物図面のとおりであり、地積についてはおよそ公簿のとおりであるものと推測される。

(3) 本件土地の北西側に隣接してA及びB名義の地番7番22の土地（地目：宅地、地積：3.34平方メートル、現況：溝）があるが、本件競売事件の対象物件ではない（目的外土地）。

本件土地の南東側に隣接する地番7番5の土地との間にも溝があるが、この溝は本件土地に含まれるものと思われる。

(4) 上記の状況から、本件土地の地積及び周辺隣接地との境界については、隣接土地所有者の立会の下、専門家による測量等により確認する必要があると思われる。

3 物件2の建物（本件建物）の状況等

(1) 本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。

(2) 立入調査を行ったところ、添付写真のとおり本件建物の室内には照明器具などごく若干の動産が認められたが、ライフラインは停止されほぼ家財道具は存在しないことから長期間居住者のない状況と認めた。

占有状況としては、近隣居住者及びAの陳述、上記の状況から2枚目記載のとおりで、Aが空き家の状態で占有しているものと認めた。その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

(3) 建物の状態は、雨漏りや水漏れ等の特段の損傷不具合箇所は認められなかったが、建物全体に床の軋み、たわみや沈み込みが認められたほか、風呂のタイルにひび割れがあり、屋根の軒天に剥離が多く認められた。

(4) 評価人の概測によれば、建物図面のうち1階南東側部分に約1.5平方メートルの未登記増築部分がある（別紙建物間取図の網掛け部分）。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■近隣居住者	1 Aさん(ただし苗字)は5年ほど前に引っ越されたので、本件建物は現在空き家です。
■A (債務者兼所有者)	1 本件建物は現在空き家で、私が空き家の状態で占有しています。 2 本件土地について、近隣土地所有者と境界等で揉めたことはありません。 本件土地の北西側に隣接して、私と私の亡父Bの共有になっている溝があり、これは地番7番3の土地から分けてもらった土地です。この土地が地番7番22の土地だと思います。 本件土地の南西側にある溝は、詳しくは聞いていませんが、本件土地に含まれると思います。 3 本件建物から転居して5～6年経つのではっきりとは分かりませんが、本件建物には雨漏りや水漏れなどの損傷箇所、ライフラインの設備等の不具合箇所はないと思います。ただ、今年4月に雹害があり、ベランダのプラスチック波板に穴が開いています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年9月9日(月) 16:35-16:57	神戸地方法務局 龍野支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
6年9月13日(金) 11:36-11:47	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、近隣居住者から聴取
6年9月20日(金) 9:45-10:45	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人と同行
6年9月24日(火) 12:00-12:13	電話照会	Aから物件状況等について聴取
6年月日() :-:		
6年月日() :-:		
6年月日() :-:		

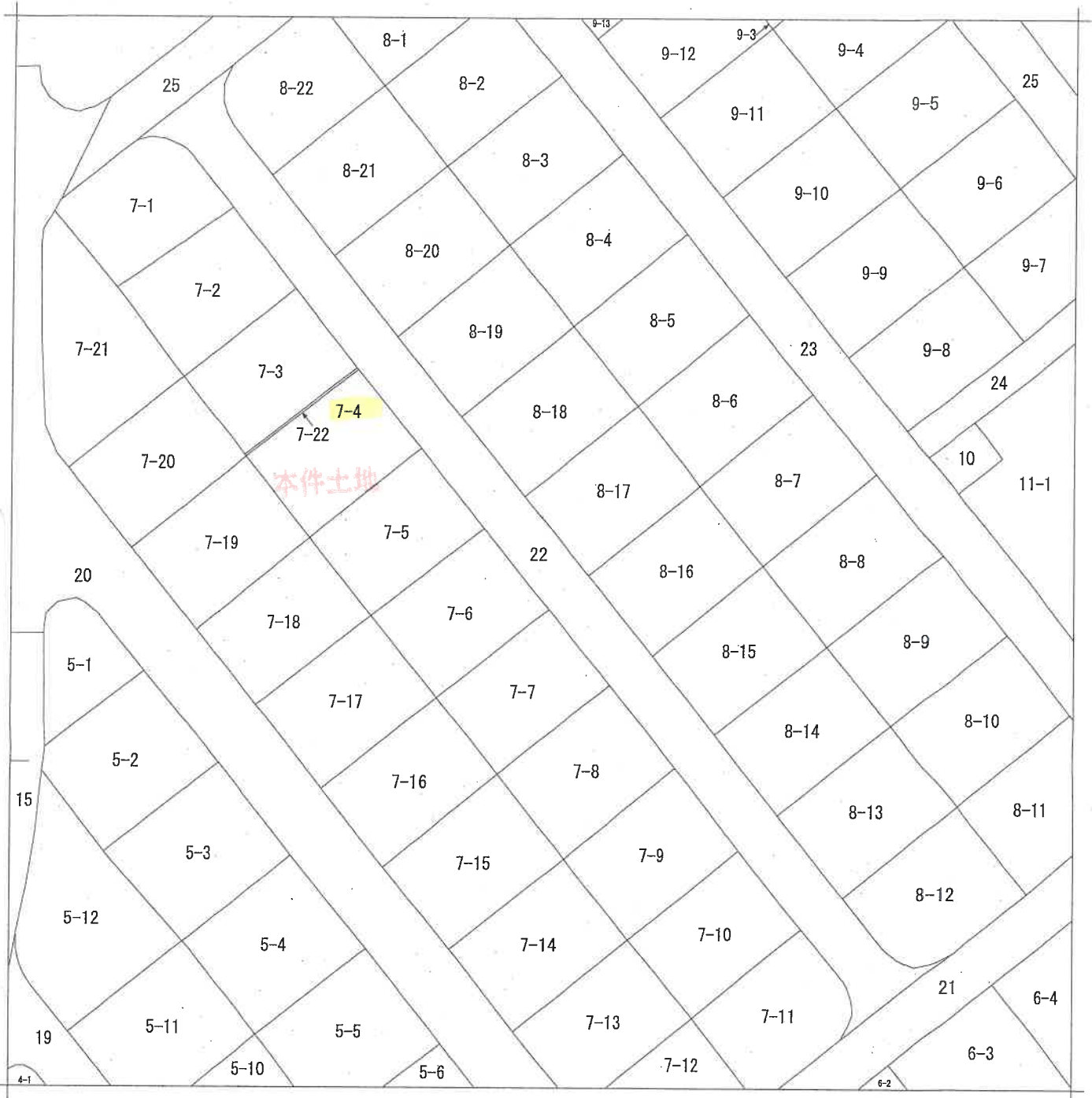
(特記事項)

☐ 令和 6年 月 日
本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 6年 9月20日
目的物件は施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
高田台1丁目

請求部	所在	赤穂郡上郡町高田台一丁目				地番	22番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和50年4月16日				備付年月日(原図)		補記事項	方位不明		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

54
12
17

前 7-3 後・新

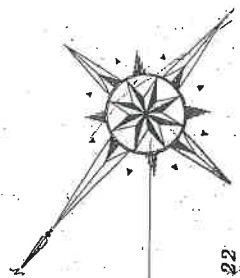
地積測量図

地番 7-22

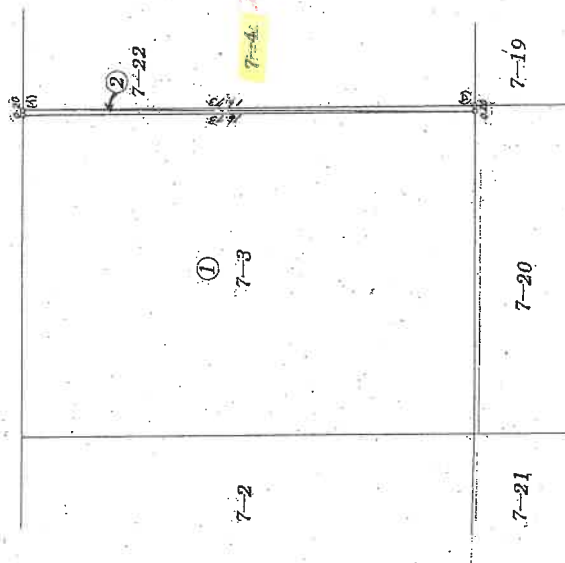
土地の所在 赤穂郡上郡町 高田台1丁目

地番	積及び求積の方法	距離の単位=m
① 7-3	200.77 - ② = 197.4240	197.42 m
② 7-22	$16.73 \times 0.20 = 3.3460$ $16.73 \times 0.20 = 3.3460$ 合計 6.6920 $\times 0.5$ 3.3460	3.34 m

境界標の表示
符号 境界標の種類
④ 杭
コンクリート杭



道 路 22



作製者

申請人

職田 (昭和54年11月19日作製)

縮尺 1/200

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである

(7枚目)

各階平面圖

家屋番号	7番4
建物の所在	赤穂郡上郡町高田台1

主たる建物
(1階)

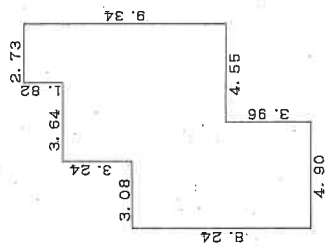
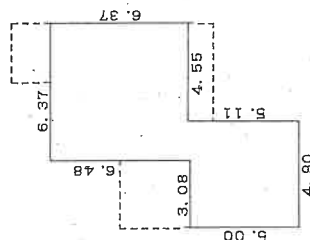


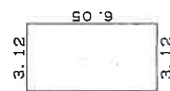
表
積
求

2.73	x	5.06	=	13.8138
3.64	x	3.24	=	11.7936
4.90	x	8.28	=	40.3760
4.55	x	4.28	=	19.4740
合計				85.4574
床面積				85.45㎡

(附2)



附属建物(符号1)



求積表

6:05 x 3.12=	18.8760
床面積	18.87㎡

作製者

尺 縮

$$\frac{1}{250}$$

申請人

352522

縮尺

500

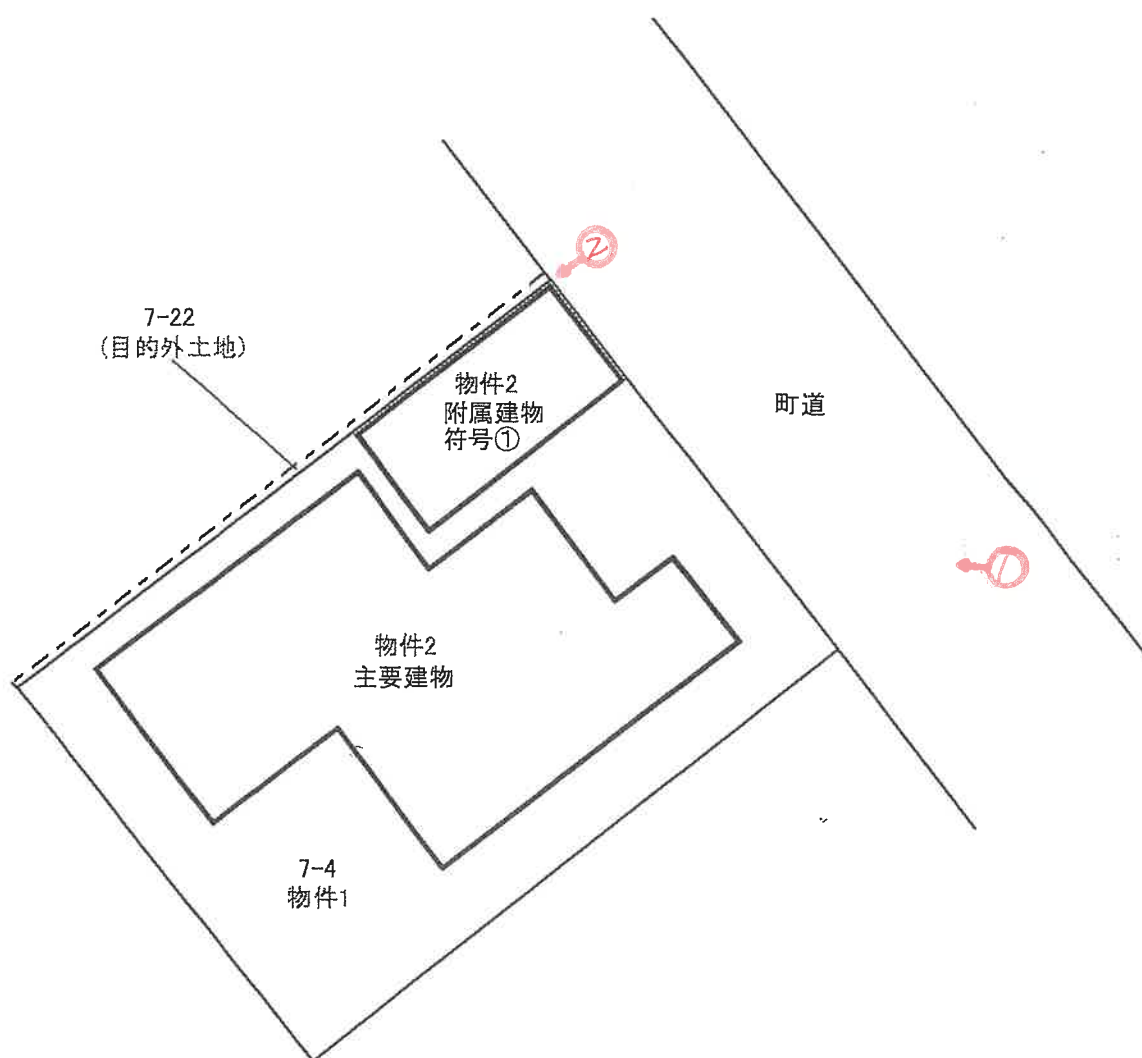
2014年11月28日作製

請求番号: 29-1

本図面は A³ 版を A⁴ に縮小したものである

4

物件配置略図



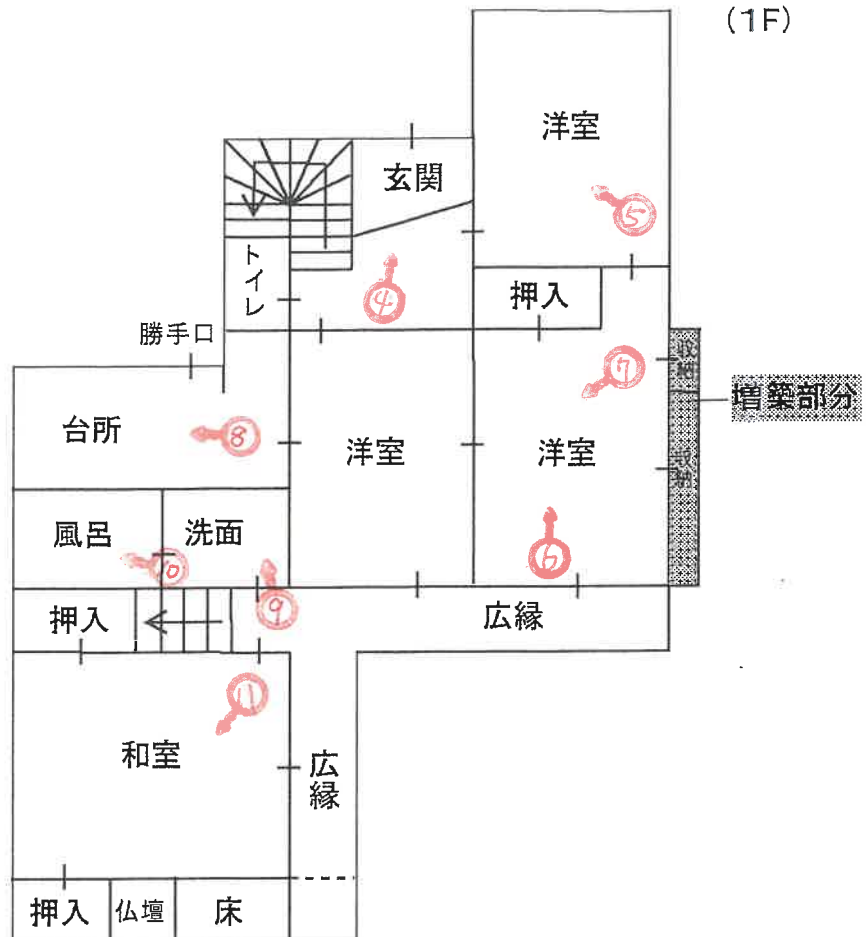
令和6年(ケ)第78号

(←○は写真撮影位置および方向)

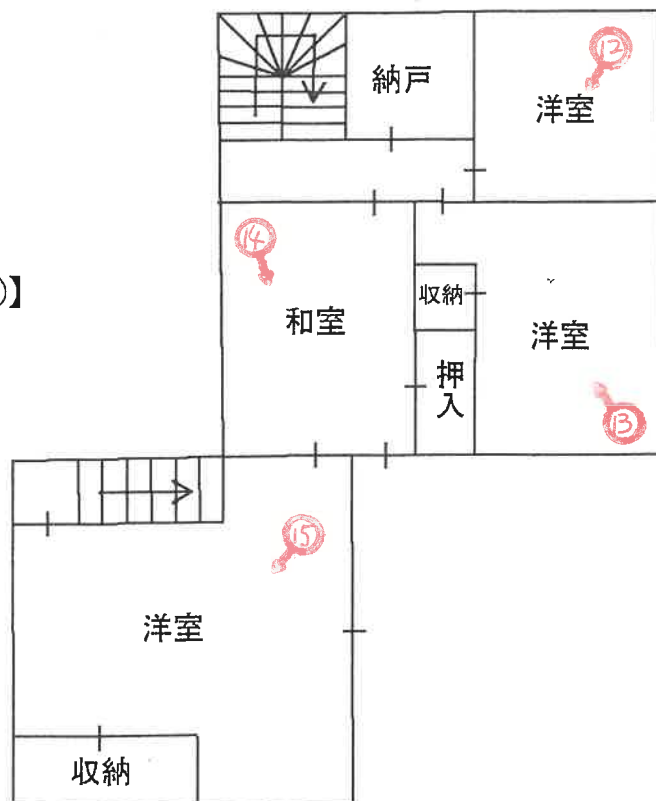
(9 枚目)

建物間取図

【物件2主要建物】



(2F)



【物件2附属建物符号①】



令和6年(ケ)第78号

(←○は写真撮影位置および方向)

(10枚目)

写真 ①



本件建物(主である建物)

同(附属建物)

本件土地

本件建物(附属建物)

写真 ②



地番7番22の目的外土地である溝

本件土地



写真 ③

附属建物の内部



写真 ④



写真 ⑤



写真 ⑥

未登記増築部分



写真 ⑦



写真 ⑧

写真 ⑨



タイルのひび割れ

写真 ⑩



写真 ⑪



写真 ⑫



写真 ⑬



写真 ⑭



写真 ⑮

令和 6 年（ケ）第 78 号
令和 6 年 9 月 20 日 現地調査
令和 6 年 9 月 30 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,920,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金860,000円
物件2(建物)	金1,060,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
特 記 事 項			
	○ 物件1の北西隣接にA及びB名義の土地7番22（溝部分と思われる）目的外土地がある。なお、法務局備付の地積測量図はなく、一部境界標識らしき杭はあるが、周囲土地との境界は判然としない。 なお、建物図面や建築計画概要書等から概測したところ、概ね公簿の通りと思われる。 ○ 物件2の主要建物1階に約1.5㎡の増築がある。その他は概ね公簿に同じ。 現況床面積：1階 約86.95㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R線 上郡駅の東方 約3.1 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	開発後50年程度経過する郊外の住宅団地で、戸建住宅がほぼ建ち並ぶ。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 100 % 防火指定なし —
画地条件	規模 201.54 m ² の 整形地 間口×奥行 約12m×約17m	
接面道路の状況	北東側 約6m町道	
土地の利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり（簡易ガス） 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物 (附属建物は「特記事項」に記載)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和53年4月11日 新築 経過年数 47 年程度 経済的残存耐用年数 一 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : 合板・セシイ壁等 天 井 : ボード等 床 : タタミ・板等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・軒裏天井の剥離、床の軋みや沈み込みが複数箇所で見られる。 ・附属建物は車庫で、仕様・品等は劣り、保守管理の状態はやや劣る。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	12,700	1.00	201.54	0.80	2,050,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 （上郡－1）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$$15,700 \times 98/100 \times 100/101 \times 100/120 \div 12,700$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.01）

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/120 \times 100/100 \div 100/120$

イ 個別格差：特になし（1.00）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	140,000	約 152.22	0.05	1,070,000
附属建物	70,000	18.87	0.05	70,000
				計 1,140,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率（5％）程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	2,050,000	0.30	法定地上権	620,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,050,000	-620,000		1.00	0.60	860,000
2	1,140,000	+620,000	1.00	1.00	0.60	1,060,000
一 括 価 格 (合 計)						1,920,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (上郡-1)

所 在 : 赤穂郡上郡町高田台4丁目11番10
価 格 : 15,700円/㎡
位 置 : JR線「上郡」駅より道路距離3.4km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 237㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南西側幅員6m町道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額(令和6年度)

物件1 : 1,733,244円
物件2 : 1,558,893円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 物件配置略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目
 - 地 番 7 番 4
 - 地 目 宅地
 - 地 積 201.54 平方メートル

- 2 所 在 赤穂郡上郡町高田台一丁目 7 番地 4
 - 家屋 番号 7 番 4
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木造スレート葺 2 階建
 - 床 面 積

1 階	85.45 平方メートル
2 階	65.27 平方メートル
 - (附属建物)
 - 符 号 1
 - 種 類 車庫
 - 構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
 - 床 面 積 18.87 平方メートル

位置図



JR上郡駅

対象不動産

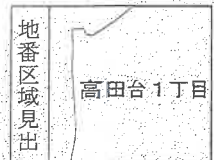
地価公示標準地

上郡町役場『白地図』

S≒1:25,000



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	赤穂郡上郡町高田台一丁目				地番	7番4			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和50年4月16日			備付年月日(原図)		補記事項	方位不明			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和6年7月9日
神戸地方方法務局龍野支局
登記官

地図整理番号：M12165
(1/1)



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月9日 神戸地方法務局龍野支局

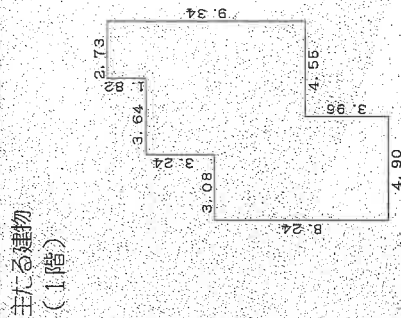
商品图

建 物 面 圖
各 階 平 面 圖

家屋番号

建築物の所在
赤穂郡上郡町高田台1丁目7番地4

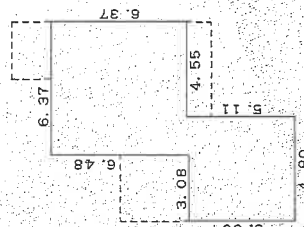
(単位×メートル)



求積表

2.	73	x	5.06=	13.8138
3.	64	x	3.24=	11.7936
4.	90	x	8.24=	40.3760
4.	55	x	4.28=	19.4740
合計				85.4574
床面積				85.45㎡

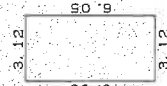
(附乙)



求積表

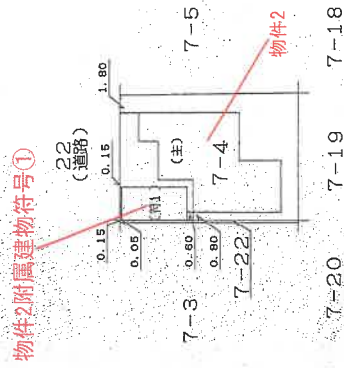
6.37	X	6.37 =	40.5769
1.82	X	0.11 =	0.2002
4.90	X	5.00 =	24.5000
合計			65.2771
床面積			65.27㎡

附属建物(符号1)



求積表

6.05	X	3.12	=	18.8760
床面積				18.87m ²



652536

製作者

或14年11月28日(複製)

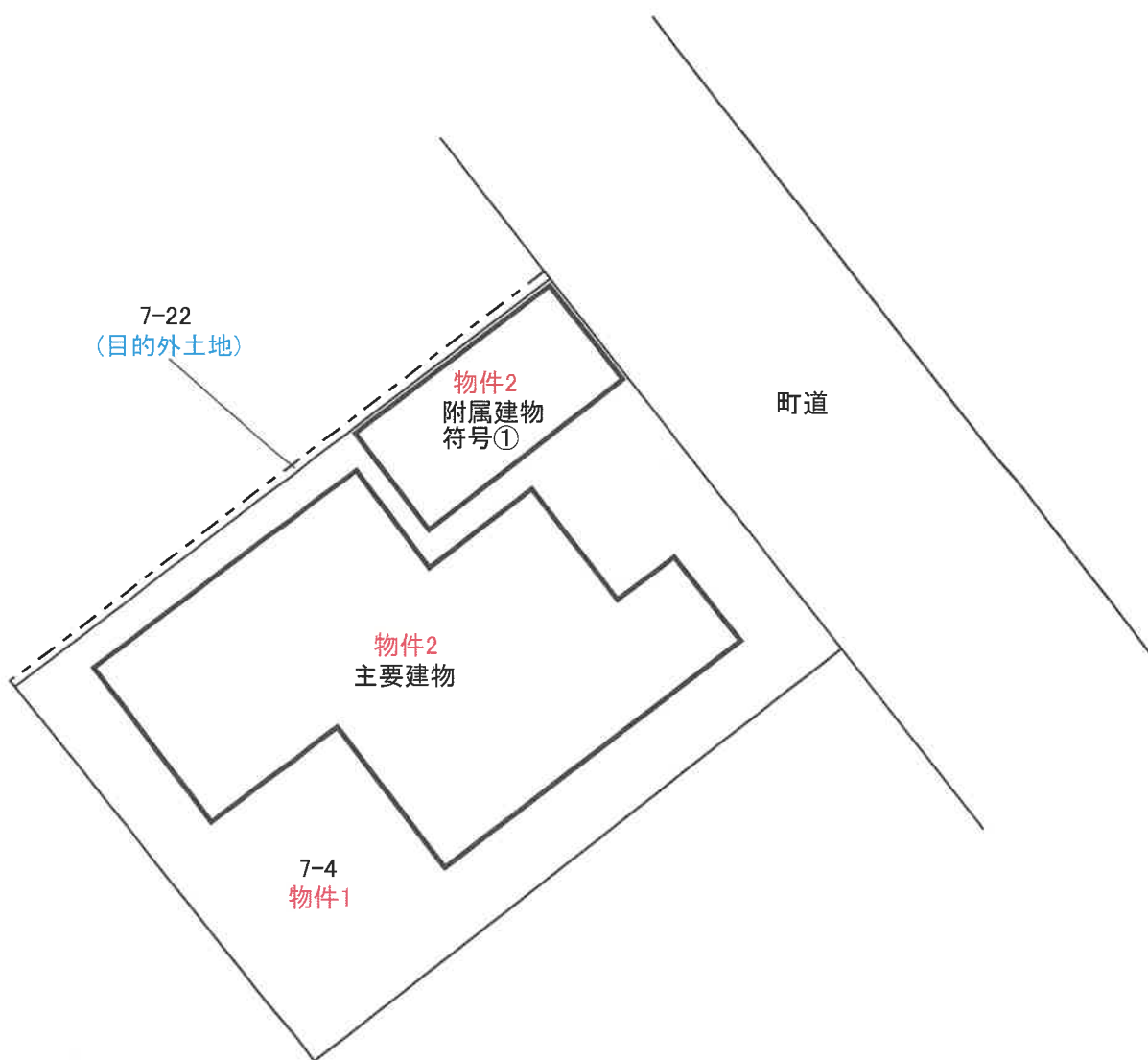
縮尺 $\frac{1}{250}$

申請人

縮	尺	$\frac{1}{500}$
---	---	-----------------

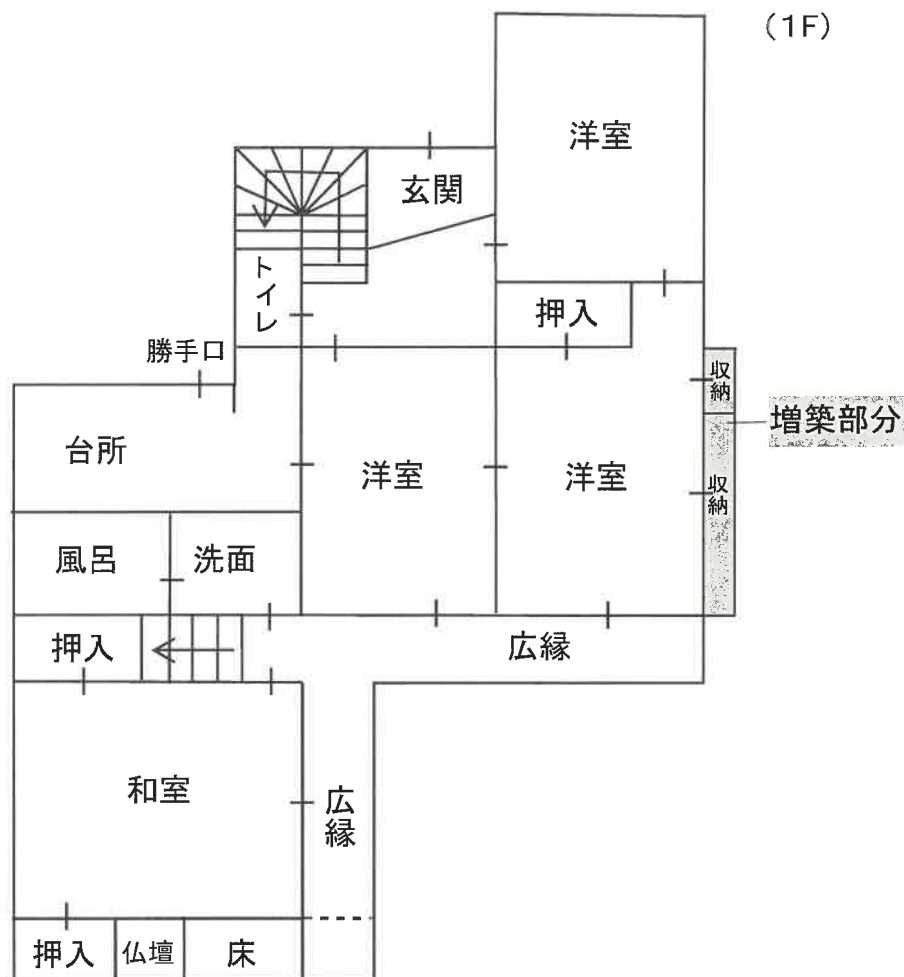
地图整理番号：M12166

A3版をA4版に縮小

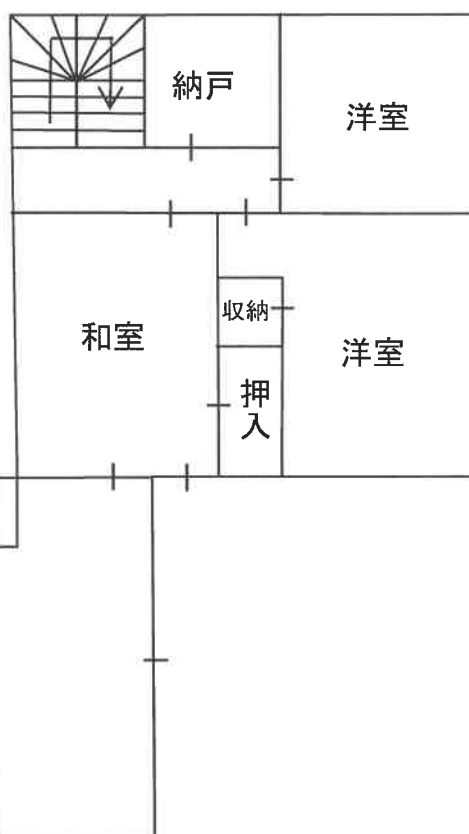


建物間取図

【物件2主要建物】



(2F)



【物件2附属建物符号①】



現況写真

物件2主要建物

物件2附属建物符号①



物件2主要建物

物件2附属建物符号①

